

# ヒューマンライツ

~だれもが しあわせにくらせる社会へ~

令和二年度 別府市小・中学生「人権作文」

## 別府市長賞



別府市立山の手小学校 3年 日野拓海

みんなは、「いじめ」についてどう考えますか。おそらく、多くの人が「絶対にやつてはいけない」と考えるでしょう。いじめられてる人はとても辛い思いをする事になるし、いじめが終わってもその人は、人の関わりに抵抗が生まれるようになってしまふかもしれません。

しかし、いじめではなくても相手を傷つけるには変わりないものがあります。それは、「自分はふざけているつもりで相手をいじること」です。

私は昔から、「断る」ということがとても苦手で、大概のことは受け入れています。しかし、私が小学校六年生のときに起つた出来事により、自分の意見を言えるようになりました。

下校のときのことです。仲の良い友だち三人が私をまといてくれました。くつをはきかえようとつ箱をのぞくと、私のスニーカーがなくなっていました。私は驚いて、いろんなところを探しましたが、見つかりませんでした。

なぜ見つからないんだろう」と、次第に不安な気持ちが大きくなっていました。ふと友だちの方を見ると、その子の手には私のくつがありました。三人は、「おどろかせようとして、隠してたの！」

言い、大笑いました。私はその瞬間、強い怒りと悲しみが湧いてきました。今までにもいじられる」とがたくさんありました。ずっと「やめて」と言えませんでした。友だちはいじめようとしたわけではなく、ただふざけていただけですが、私にとっては辛いことでした。「対等な友だちははずなのに、どうして私だけこんなことをされるのだろう」と、とても悲しくなり。私は友だからくつを受けとると、三人を置いて一人で走って家に帰りました。

私はその日の晩、「もうこんな気もちに絶対なりたくない」と思つて、なぜ友だちからいじられるようになつたのかを考えました。すると、私はいやなことをされたときに、「いやだ」と言えず、「笑つて」まかしていたのだということが気が付きました。相手は私をいじつても大丈夫だと勘違いしていると思つて、私は今までの気もちを明日全部伝えようと決心しました。とても怖かっただれど、大好きな友だちと仲が悪くなるのはいやだし、もっと私のことをわかつてもらいたい。もっと友だちのこともわかりたいと思ったのです。

そして翌日、私は教室に入ると真っ先に、三人の友だちのところへ向かいました。勇気を出して、「私のことをいじるのはもうやめてほしい。今までずっと言えなかつたけれど、本当は辛かったたの。」

と、三人に伝えました。すると、「私たち、本当に傷ついてる」と心付けて、ひどいことをたくさん言つてしまつたよね。本当に「めんなさい。許してもらえないかな。」

と言われました。私は勇気を出して、気持ちを伝えてよかったです。もしもそのままだったら、ずっと口をきかずにすしていたかもしれません。友だちはすぐくつ反省してくれて、しっかりと仲直りをしました。その後、私は心からたくさん笑えるようになりました。

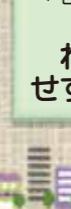
この体験で、私は人が不快になるようなことは、冗談でも言わないようにしようと強く心に決めました。いじられている人が、「いやだ」やめて」と伝えても、相手は本気で辛いと知らずに軽いつもりでやつているので、あまりわからてくれないこともあります。いじられて場がもり上がり、それを冷めさせてしまつのもいやなので、軽く返して笑つてしまうこともあります。顔では笑つて、楽しそうにしていても、心では泣いているのです。いじられるのが続していくと、自然と拒否する権利がなくなってしまうのです。

友だちは生きていこう上で心の支えになり、喜びや悲しみをわかちあえると、人生に必要不可欠なものだと思います。それだけに「親しき仲にも礼仪あり」という言葉があるくらい、相手を気づかうことは大切なんだと感じました。むしろ、親しき仲こそ、礼儀をわきまえてずっと大切にしたいと思います。この言葉を忘れずに、これから出会う人々との関係をすてきなものにしていきたいです。

2021(令和3)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ  
\*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)]は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会  
【協力】別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。



別府市市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課  
〒874-8511 別府市上野口町1番15号 Tel 0977-21-1291

~「ヒューマンライツ」の作成にあたって~

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を、まず大人が身につけ、さらに子どもたちにも身につけさせるために、学校・家庭・地域が連携し、育んでいくことは、私たち大人の責任であります。

今回の「ヒューマンライツ」は、インターネット上の人権や2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」等について掲載しました。

わたしたち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

別府市

## SDGsと人権について

2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そこに含まれるSDGs(持続可能な開発目標)の17目標・169ターゲットの達成に向けて、2030年までに世界でも国内でもさまざまな取り組みが進められています。SDGsの「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の冒頭に「誰一人取り残さない」とあります。これは、「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方をベースにあります。世界人権宣言など人権への言及も多く含まれています。

人権に関するSDGsの複合された目標について考えてみましょう！



この3つのロゴは、だれもが平和に住み続けられるまちづくりをすすめるために、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」に向けてとりくむことを意味します。また、外国にルーツをもつ子どもたちへのヘイスピーチから守るなどの目標になります。

皆さんも17の目標(ロゴ)を選択して組み合わせ、人権についての目標や取組を考えてみましょう

## 登録していますか？ ～「登録型本人通知制度」～

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ個人情報を得ることが可能ですが、これを悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。この身元調査の背景には、いまだに残る被差別部落出身者に対する根深い偏見や差別意識があります。他者の人権を侵害する目的で、あるいは人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼することは大きな問題です。県内においても平成29年に住民票と戸籍謄本の写しなどの不正取得事件が起きました。この事件は「登録型本人通知制度」によって発覚しました。

「登録型本人通知制度」に登録し、悪質な人権侵害を防ぎましょう。

「登録型本人通知制度」とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

市役所の市民課・各出張所・人権啓発センターに申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。  
登録期間…永年

本人・家族（住民票は同一世帯。戸籍は配偶者、同じ戸籍に記載されている方及び直系の方）以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

\*くわしい内容は、市民課（TEL21-1135直通）へお問い合わせください

手続き

# インターネットによる人権侵害は深刻です！

インターネットの利点は、多くの情報をすぐに集めることができ、世界中のひととコミュニケーションがとれるなど、便利な情報媒体であること。しかし、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人情報を拡散し、個人の名誉や人格を傷つけるような、さまざまな人権侵害が問題になっています。

## 【インターネット上での人権侵害の特徴】

- ・加害の容易性・・・誰でも簡単に書き込みができる、複製・画像等の合成も容易にできる。
- ・匿名性・・・匿名での悪質な内容の書き込みにより、被害者の精神的不安や負担が大きい。
- ・被害の急速な拡大化・・・悪質な内容が掲載されると転載される恐れがあり、短期間に被害が拡散される。
- ・被害の回復の困難性・・・情報発信者等の特定がしづらく、削除要請が困難になる。

特に、部落差別問題に関する偏見や差別的な情報が多く発信され、検索サイトで上位にあがるなど、爆発的に拡散しています。

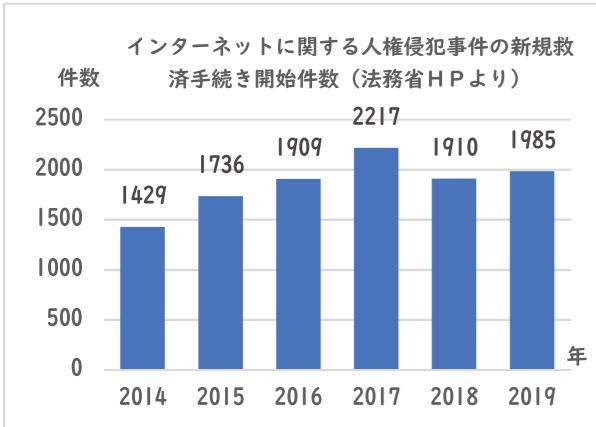
私たちは、インターネット上の情報について、正しい認識に基づいたものか、冷静に判断し、選択することが重要です。

「口口さんとは、関わらないほうがいいですよ」



「〇〇地域は、気をつけたほうがいいですよ」

「△△の国の人とは、関わらない方がいいですよ」



インターネット利用率は、2019 年で 89.8%（総務省調べ）となっており、内閣府が調査した左図の「インターネットに関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数」の過去 6 年間の推移のように人権侵害は増加傾向にあります。法務省の人権擁護機関では、インターネットを使っての悪質な人権侵害についてはプロバイダ等にその削除を求めるなどの対応をしています。

ここが問題です！

検索や Q&A の回答は、正しい答えばかりとは限りません。

現実社会では許されない差別行為でも、ネット上では規制がされにくく、それにより人権侵害が公然と行われてしまうといった状況をつくりだしています。

本人に確認なく個人情報がさらされてしまうことがあります。

第三者の利害や生命にかかわるような情報の場合は、人は親切心で他人に教えてあげようします。「でたらめなうわさや偏見」も拡散してしまいます。

# だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう



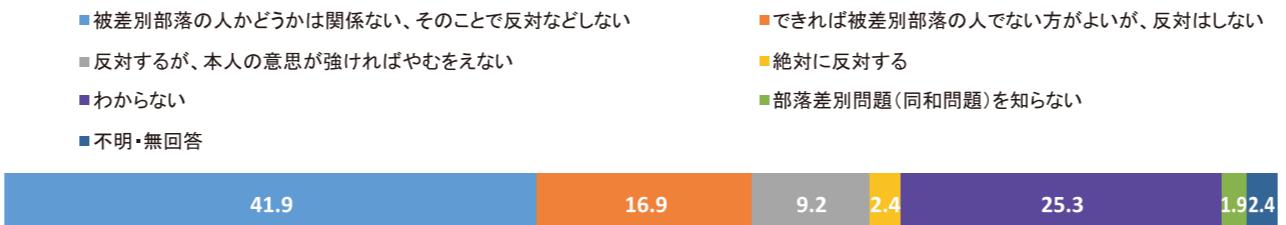
## 「部落差別解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

Q：あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとなったら、あなたはどうしますか。

【2020（令和2）年度別府市市民意識調査より】



差別意識は、自分と密接に関係することが起きた時に、現れてきます。  
結婚、土地や住宅の購入など

身内の結婚に際して、相手が「被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が41.9%と一番多くなっています。しかし、「できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意思が強ければやむをえない」という消極的賛成の人は26.1%、また、「絶対に反対する」が2.4%と、被差別部落出身者との結婚を歓迎しない人が4人に1人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残っております、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

☆ 差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら…  
「私は気にしないよ。」と言って話をすぐに終わらせ、その人の思いをたくさん聞いて「差別する方がおかしい。まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立ちましょう。

## だからこそ、学習が必要です！

- インターネットなどの情報については、「その人の人権が守られているか」という見方を大事にしましょう。
- 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい知識を持ち、自分の事として考えてみましょう。



## 「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行

こんなことが起きています（内閣府リーフレットより）

① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

③ スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

② アパートの契約をするとき、「私は障がいがあります」と伝えると、部屋を貸してくれなかった。



④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人がいると管理者に伝えられたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

⑤ 役所の会議に呼ばれたのでわかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、対応してもらえなかった。

「障害者差別解消法」では

「不当な差別的取扱い」の禁止（上の①②③）、「合理的配慮」の提供（上の④⑤）が求められています。

### 合理的配慮の具体例

- ☆ 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- ☆ 意思を伝え合うために、絵・写真・カード・タブレット端末などを使う。
- ☆ 障がいのある人から「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ☆ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくりていきましょう。

## 「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016（平成28）年6月3日施行

こんなことが起きています（法務省が示したヘイトスピーチの例）

脅迫的な言動

「本邦外出身者」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶような著しく侮辱する言動



地域社会からの排除をあおる言動

「ヘイトスピーチ」とは「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいい、人種差別・民族差別に当たります。

ヘイトスピーチの言葉や看板等の表現を鵜呑みにすると、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいなのです。

国連では2001年に「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する運動の国際年」を定めていますが、ヘイトスピーチがいかに人を傷つけるものか、差別意識をあり、著しく侮辱することがいかに不当なことか国際的にも明らかです。

国内では、ヘイトスピーチの抑止を目的とした条例を制定した自治体があります。2019年12月12日には、川崎市において全国で初めて罰則を盛り込んだ条例が成立されました。また12月27日には、大阪市が条例に基づき、ヘイトスピーチに当たる街宣活動をしたとする政治団体をホームページ上で公表しました。

困ったときの  
みんなの  
人権  
相談窓口  
110番  
（平日 8:30～17:15 受付）  
ナビダイヤル  
0570-003-110